

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会

1 背景

先般、複数の地方公共団体からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフト「Winnny」を介して、国民年金情報や老人保健情報などを含む個人情報が流出。

とりわけ、ある地方公共団体においては、市町村合併に伴って、各団体が個別に整備したシステムにかかるデータを移行するに際して、ほぼ全住民の住民票に記載されている情報が流出。

総務省では、住民基本台帳の電算処理に係る市町村の委託実態を踏まえながら、住民基本台帳情報の取扱いに係る課題について、有識者による検討を行うこととしたところ。

2 検討会メンバー

	稲垣 隆一	弁護士
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	上川内朝子	全国連合戸籍事務協議会幹事長 (品川区戸籍住民課長)
	川田 琢之	筑波大学ビジネス科学研究科准教授
	後藤 省二	三鷹市企画部ユビキタス・コミュニティ推進 担当部長
座長代理	藤原 静雄	筑波大学法科大学院教授
	(オブザーバ)	
	法務省 刑事局	参事官
	内閣府 国民生活局	個人情報保護推進室長
	総務省 行政管理局	個人情報保護室長
	総務省 自治行政局	地域情報政策室長
	総務省 自治行政局	行政体制整備室長

3 検討スケジュール

平成19年6月27日(水)に第1回を開催。全5回程度を目途に開催。

論点について (たたき台)

近年の情報の流出等の事案を踏まえ、整理すべき論点について、たたき台を作成した。

論点として、新たに加えるべきもの等はないか。

I 情報流出を防止する対策を考える上で留意すべき点について

- 既存の流出防止の措置があったのに、なぜ、住民基本台帳に係る情報の流出を防止できなかったのか。
手続きの遵守が十分ではなかったのか、規制の内容が十分ではなかったのか、既存の措置が想定していないものだったのか。
- 委託と再委託等とについてどう考えるか。両者に何らかの違いはあるか。
また、これらと市町村の職員が直接に行うことと、情報の流出を防ぐ観点からどのような差異があると考えるか。
- ファイル交換ソフトを通じて、情報が漏洩したことについて、どのようにすれば防止できたと考えるか。
- 住民基本台帳情報という個人情報に係るシステムの運用等を業務として行っている者により引き起こされたことについて、どのように考えるか。

II 実効性のある対策について ～行為規制～

- 実効性のある対策として、特に、どのような行為規制が必要か。
 - ・ 委託や再委託等の制限について
 - ・ データに接触出来る人について
 - ・ データを正規の場所以外の場所に持ち出すことについて
 - ・ データをコピーする行為について
 - ・ データがコピーされた情報媒体の廃棄や返還について
- 行為規制の対象とすべき者について、どう考えるか。(事業者か、従業員か、両者か。その他の者か。)
- 仮に情報が流出した場合でも、被害の拡大を防ぐ方策(例えば、機器と相互認証しないと暗号化されたデータを読めなくする仕組みの導入など)について、どのように考えるか。

Ⅲ 罰則について

- 今回の事案は、いわば情報の不正規な複製・保有及び過失による情報の提供・頒布とでも観念されるべきものであるが、そもそもの保護法益を、どのように考えるか。
- 罰則の対象とすべき行為・態様をどのように考えるか。
(契約に違反して再委託をすることか、第三者に対しデータを提供することか、データのコピーをとることか、情報を持ち出したことか、自宅のパソコンにコピーしたことか、ファイル交換ソフトをインストールしていたことか、など)
- 住民基本台帳情報という個人情報にかかるシステムの運用等を業務として行っている者が、過失により流出事件を起こしたことについて、どう考えるか。
- 従業員が業務に伴って不法な行為をなしたことに対する事業者への罰則をどのように考えるか。

Ⅳ その他

- 住民基本台帳に係る情報のどのような特徴を踏まえて、一般法である個人情報保護法や個人情報保護条例等による規制に加えて、住民基本台帳制度に固有の個人保護措置をとると考えるか。
- 紙媒体の情報について、どう考えるか。